

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る
神奈川県地方労働審議会の意見に関する公示

神奈川県労働局一般公示第5号

令和8年6月11日神奈川県地方労働審議会から神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年6月26日までに、神奈川県労働局長（横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎8階）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年6月11日

神奈川県労働局長

宿 里 明 弘

記

神奈川県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る神奈川県地方労働審議会の意見要旨

- 1 適用する家内労働者
神奈川県区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円48銭
リード線	端末加工（表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう。）	10センチメートル以上の長さのリード線について行うもの	1か所につき 65銭
コネクタ	差し（コネクタの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1か所につき 75銭
		1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 81銭
		2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 85銭
	束線（コネクタに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう。）		1か所につき 2円23銭
電気部品 （印刷回路基板に用いるものに限る）	足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円59銭
	チューブ挿入（電気部品の足にビニールチューブを挿入することをいう。）	2個のチューブを挿入するもの	1個につき 1円62銭
印刷回路基板	部品差し	1本の端末について行うもの	1個につき 81銭
		2本のリード線について行うもの	1個につき 1円27銭
		3本のリード線について行うもの	1個につき 1円56銭

4 効力発生の日 法定どおり